

## 幼保連携型認定こども園 監査資料

添付書類

- (1) 前年度事業報告書
- (2) 本年度事業（運営指導）計画書
- (3) 直近月の勤務割表（写）
- (4) 施設平面図
- (5) 位置図（公共交通機関又は自動車等で行くことができるもの）※法人監査資料に添付した場合は省略
- (6) 施設パンフレット等
- (7) 職員配置特例に関する届出書 ※職員配置特例を適用しているこども園のみ
- (8) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画

記入上の注意事項

- (1) 指導監査事項の各項目ごとに、当該施設の前年度実績又は資料作成日現在の状況に基づいて記載すること。
- (2) 「自己点検」欄はプルダウンメニューから選択するか、下記の基準で○印を付けること  
 A→実施できている、B→実施できているが不十分、C→実施できていない
- (3) 記入欄は、必要に応じ適宜使用すること。ただし、※（適・要検討・否）には○印をつけないこと。

施設名		運営主体		
所在地	(〒                      ) (TEL:                      FAX:                      )	運営主体代表者氏名		
所長（園長）名		資料作成日現在の園児数の状況	園児数 人	認可定員 人
		資料作成日	年      月      日	
施設認可日	年      月      日	指導監査日	年      月      日	
監査時 立会役員等 氏名		講評時 立会役員等 氏名		

本資料中の法令、通知等の略称は次のとおりである。（ただし、※は参考資料となるもので、本資料中「根拠法令等」の欄には記載されていません。）

児福祉法	児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)
社福祉法	社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)
こども園法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)
虐待防止法	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号）
障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日号外法律第79号）
学校保健安全法	学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）
こども園条例	平成26年10月7日新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例
児童福祉施設基準	昭和23年12月29日児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
児童福祉施設条例	平成24年12月24日新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
要領	平成29年3月31日 内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」
解説書	平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」
平8福第329号	平成8年5月22日福第329号新潟県福祉保健部長通知「社会福祉施設の長について」
平9社援施第117号	平成9年8月8日社援施第117号大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長・社会援護局人材課・老人保健福祉局老人福祉計画課・児童家庭局企画課長連名通知 「社会福祉施設における衛生管理の自主点検の実施について」
平12社援第1352号	平成12年6月7日社援第1352号大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護・老人保健福祉・児童家庭局長通知 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」
平13雇児総発第402号	平成13年6月15日雇児総発第402号雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」
平13雇児発第488号※	平成13年7月23日雇児発第488号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知 「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」
平13雇児総発第36号	平成13年8月1日雇児総発第36号雇用均等・児童家庭局総務課長通知「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」
平14雇児総発第031800	平成14年3月18日雇児総発第0318001号雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」
平14福第174号	平成14年4月25日福第174号新潟県福祉保健部長通知「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針について」
平14雇児総発第111101	平成14年11月11日雇児総発第111101号雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」
平16雇児発第1130001号	平成16年11月30日雇児発第1130001号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドラインについて」
平17社援発第0222002号	平成17年2月22日社援発第0222002号健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「社会福祉施設における感染症等発生時に係わる報告について」

平18雇児総発第011200 平成18年1月12日雇児総第0112001号雇用均等・児童家庭局総務課長通知「地域における児童の安全確保について」

平18雇児総第0628001号 平成18年6月28日雇児総第0628001号雇用均等・児童家庭局総務課長通知「児童福祉施設に設置している遊具の安全管理の強化について」

平18雇児総第0803002号 平成18年8月3日雇児総第0803002号雇用均等・児童家庭局総務課長通知「児童福祉施設等における事故の防止について」

平18福第118号 平成18年4月19日福第118号新潟県福祉保健部長通知「社会福祉施設等における事故防止の徹底について（通知）」

平18雇児総発第100600 平成18年10月6日雇児総第1006001号雇用均等・児童家庭局総務課長通知「児童福祉施設内虐待の防止について」

平19厚告示第289号 平成19年8月28日厚生省告示第289号「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」

平19雇児総発第0810004号 平成19年8月10日雇児総発第0810004号雇用均等・児童家庭局総務課長通知「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」

平19社援基発第092000 平成19年9月20日社援基発第0920001号社会・援護局福祉基盤課長通知「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」

平19社援基発第122600 平成19年12月26日社援基発第1226001号社会・援護局福祉基盤課長通知「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策の一層の徹底について」

平23雇児保発1028第1号 平成23年10月28日雇児保発1028第1号雇用均等・児童家庭局保育課長通知「「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について」の留意事項について」

平25児第604号 平成25年9月2日児第604号新潟県福祉保健部児童家庭課長通知「非常災害に関する具体的計画の策定について（通知）」

平26府政共生第569号 平成26年7月2日府政共生第569号内閣府政策統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の公布について（通知）」

平26府政共生第859号 平成26年9月10日府政共生第859号内閣府政策統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」

平26府政共生第1104号 平成26年11月28日府政共生第1104号内閣府政策統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（通知）」

平26府政共生第743号 平成26年12月18日府政共生第743号「幼保連携型認定こども園の園地、園舎等の所有について」

平27府政共生第73号 平成27年1月27日府政共生第73号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「幼保連携型認定こども園園児指導要録について（通知）」

平27事務連絡 平成27年2月13日事務連絡「子ども・子育て支援法等の施行に伴う幼保連携型認定こども園の建築基準法上の取扱い等について（周知）」

平27消防予第71号 平成27年2月20日消防予第71号「新たに消防法施行令別表第一に規定される幼保連携型認定こども園の運用について」

平27府政共生第350号 平成27年3月31日府政共生第350号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」

平27府子本第271号 平成27年8月21日府子本第271号「子どものための教育・保育給付費支弁台帳について」

平27府子本第373号 平成27年12月7日内閣府子ども・子育て本部統括官通知「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（通知）」

平27府子本第390号 平成27年12月7日内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について」

平27府子本第391号	平成27年12月7日内閣府子ども・子育て本部参事官通知「子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について」
平27府子本第448号	平成28年1月18日内閣府子ども・子育て本部統括官通知「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について」
平28府子本第192号	平成28年3月31日内閣府子ども・子育て本部参事官「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」
平28府子本第191号	平成28年3月31日内閣府子ども・子育て本部参事官「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」
平成28年内閣府等令第1号	平成28年3月31日幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令
平28府子本第246号	平成28年4月1日府子本第246号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 「認定こども園における職員配置に係る特例について（通知）」
平28府子本第55号	平成28年2月15日内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務管理体制の検査について」
平28府子本第555号	平成28年8月8日府子本第555号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」
平28府子本第571号	平成28年8月23日府子本第571号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」
新育第312号	平成28年7月14日新潟市子ども未来部保育課長通知「幼保連携型認定こども園における職員配置に係る特例について（通知）」
平29府子本912号	平成29年11月10日内閣府子ども・子育て本部参事官通知「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」
新育第14号の2	平成31年4月5日新潟市子ども未来部保育課長通知「平成31年度 事故発生報告について（依頼）」
新育第14号の3	平成31年4月5日新潟市子ども未来部保育課長通知「平成31年度 事故発生報告について（依頼）」
新育第858号の3	令和元年度10月16日新潟市子ども未来部保育課長通知「食物アレルギー事故防止の徹底及び発生後の報告について（依頼）」
令元元文科初第822号	令和元年10月2日元文科初第822号・府子本第547号文部科学省初等中等教育局長・内閣府子ども・子育て本部統括官通知 「幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部における預かり保育の質の向上について（通知）」
公定価格FAQ	公定価格に関するFAQ（よくある質問）
労基法	労働基準法(昭和22年4月7日法律第49号)
消防法	消防法(昭和23年7月24日法律第186号)
大量調理マニュアル	平成9年3月24日付け衛食第85号別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
平16年消防庁告示第9号	消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果 についての報告書の様式を定める件
水防法	水防法(昭和24年6月4日法律第193号)
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年 5月 8日法律第57号）

項 目	指 導 監 査 事 項	自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
第1 施設入所者処遇に関する事項					
1 適切な教育及び保育の実施	(1) 開所・閉所時間、教育及び保育の時間、開設日数を適切に設けているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)	第1	こども園条例第9条 平26府政共生第1104号4
	(2) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領を遵守しているか。		※(適・要検討・否)		こども園法第10条 要領第1章第2
	ア 教育保育の目標に向かってどのような過程をたどって教育及び保育を進めていくか明らかにするための全体的な計画を編成しているか。	A・B・C			要領第1章第2の2(3)
	イ 指導計画は全体的な計画に基づき、発達を見通した長期計画や、それに関連した短期計画となっているか。	A・B・C			要領第1章第2の2(2)
	ウ 園児の実態や園児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図っているか。	A・B・C			こども園法施行規則第30条
	エ 就学に際し、指導要録を作成し、進学先(転園先)へ送付しているか。	A・B・C			こども園法第23条 こども園法施行規則第23条
	オ 幼保連携型認定こども園は、教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他運営状況について自己評価を行い、その結果を公表しているか。	A・B・C			要領第4章第2の3(1)
	カ 障がいのある園児の指導に当たっては、個々の園児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行っているか。	A・B・C			
	(3) 保護者に対する支援を適切に行っているか。		※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	要領第4章第2の6
	ア 園児に障害や発達上の課題が見られる場合には、市や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めているか。	A・B・C			要領第4章第2の9
イ 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市や関係機関と連携し要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図っているか。 また、虐待が疑われる場合には、速やかに市担当課又は児童相談所等へ通告し、適切な対応を図っているか。	A・B・C A・B・C			虐待防止法第5条 第6条	
ウ「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第2条第12項に定める子育て支援事業を適切に実施しているか。	A・B・C			第1(3) こども園法第2条第12項 こども園法施行規則第2条 こども園条例第10条	
(4) 満3歳以上の園児については学級を編成し、かつ、1学級の園児数は35人以下としているか。				第2(1) こども園条例第4条	

項 目	指 導 監 査 事 項	自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
2 給食	(1) 衛生的な給食の提供に努めているか。				
	ア 給食日誌等により、喫食者数や衛生上必要な記録が確認できるか。	A・B・C	※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	大量調理マニュアル 児童福祉施設条例第15条
	イ 毎回、検食を行っているか。	A・B・C			
	ウ 調理に携わる職員は定期的に検便検査を実施しているか。	A・B・C			
	エ 調理業務を委託している場合、委託業務の遂行が困難となった場合の業務代行保証に関することを委託契約書に定めているか。	A・B・C			
	オ 地産地消の観点に基づき、地域で生産された食材の使用及び地域の特色ある食事又は伝統的な食事の提供に努めているか。	A・B・C			
	(2) 食育の推進を適切に行っているか。		※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	児童福祉施設条例第15条 要領第3章第2の3
	ア 食育の計画を作成し、教育及び保育の内容に関する全体的な計画並びに指導計画に位置づけるとともに、その評価及び改善に努めているか。	A・B・C			
	イ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の心身の状態等に応じ、学校医等の指示や協力の下に適切に対応しているか。 また、栄養教諭や栄養士等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図っているか。	A・B・C A・B・C			要領第3章第2の6
	3 園児の健康診断 ・衛生管理等	(1) 健康診断・衛生管理等を適切に実施しているか。		※(適・要検討・否)	第3
ア 入園時の健康診断、年2回の定期健康診断を実施しているか。		A・B・C			こども園法施行規則第27条 学校保健安全法施行規則第5条、8条
イ 健康診断の結果の記録・整理・保管を適切に行っているか。		A・B・C			要領第3章第1の1
ウ 上記のほか、体重、身長、などの計測を定期的に行い、発育・発達の状態を把握しているか。		A・B・C			要領第3章第1の2(2)
エ 健康診断等の結果は適切な教育及び保育の実施に活用するとともに、保護者が子どもの状態を把握できるように、家庭への連絡を行っているか。		A・B・C			要領第3章第1の3(2)
オ 衛生管理及び感染症等に対する予防・事後対策を適切に行っているか。 また、必要に応じて市町村や保健所、医療機関と連携を図っているか。		A・B・C A・B・C			平17社援発第0222002号 要領第3章第1の3(4)
カ 保健室等の環境を整え、救急用の薬品等を常備し、適切に管理しているか。		A・B・C			
(2) 乳幼児突然死症候群の事故防止対策を講じているか。		A・B・C	※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	乳幼児突然死症候群に関するガイドライン

項 目	指 導 監 査 事 項	自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
4 園児の権利擁護	(1) 職員は、園児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 (被措置児童等虐待に当たる行為：児童福祉法抜粋) 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	A・B・C	※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	児童福祉施設条例第11条、第12条 児福法第33条の10
	(2) 障がい児を含め、入所児童に対する虐待やその心身に有害な影響を与える行為の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	平12児発第471号 障害者虐待防止法第29条
5 苦情解決	福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組みを行っているか。		※(適・要検討・否)	第 4	社福法第82条 平12社援第1352号 児童福祉施設条例第21条
	ア 苦情解決の仕組みを設けているか。 (注) 苦情解決の仕組み ① 苦情受付担当者(窓口職員等) ② 苦情解決責任者(施設長、理事長等) ③ 第三者委員(福祉関係者、有識者、監事、評議員(理事は除く)等)	A・B・C			
	イ 苦情解決の第三者委員に報酬を支払っていないか。	A・B・C			
	ウ 苦情解決の要領(マニュアル)を定めているか	A・B・C			
	エ 苦情解決の仕組みを利用者に知らせているか。 (注) 周知の方法例 ① 事業所窓口への掲示 ② 広報への掲載 ③ 利用契約締結時の説明と書面交付	A・B・C			
	オ 解決結果を事業報告書や広報誌等で公表しているか。	A・B・C			

項 目	指 導 監 査 事 項	自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
第2 施設運営管理に関する事項					
1 園児の生活環境等の確保	施設設備等生活環境を適切に確保しているか。		※（適・要検討・否）	第2	児童福祉施設基条例第5条 こども園条例第14条 こども園条例第6条、第7条、第8条 平26府政共生第1104号の3 平14雇児総発第0318001号 平18雇児総第0628001号 平18雇児総発第0803002号 令元元文科初第822号
	ア 施設の設備は基準にあった構造になっているか。また、障がいに応じた配慮がなされているか。	A・B・C			
	イ 施設の清掃・衛生管理・保温・換気・採光及び照明を適切に行っているか。	A・B・C			
	ウ 建物、設備の維持管理は適切に行っているか。遊具等の安全性にも配慮しているか。	A・B・C			
2 施設の運営管理体制の確立	(1) 認可定員を遵守しているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）	第5	平26府政共生第859号第3の1(2)
	(2) 施設運営に必要な職員を適切に配置しているか。		※（適・要検討・否）	第6 第7 第8	こども園法第14条、15条 こども園条例第5条 平26府政共生第1104号 公定価格FAQ No. 9 平28府子本第246号 平28新育第312号
	ア 教育・保育従事者は園児数に照らして、適切に配置しているか。 ・短時間勤務の保育士（常勤の保育士（当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者又は当該者以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの）以外の者）を定数の一部に充てている場合、満たすべき条件 ①学級担任は原則常勤専任であること ②常勤の教育・保育に従事する者が各組や各グループに1名以上（乳児を含む各組・グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていること。 ③常勤の教育・保育に従事する者に代えて短時間勤務の教育・保育に従事する者を充てる場合の勤務時間数が、常勤を充てる場合の勤務時間数を上回ること。	A・B・C			
	イ 学校医（嘱託医）、学校歯科医（嘱託歯科医）及び学校薬剤師（嘱託薬剤師）を適切に配置しているか。	A・B・C			
ウ 調理員等の職員を適切に配置しているか。	A・B・C				



項 目	指 導 監 査 事 項	自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
3 必要な職員の確保と 職員処遇の充実	(3) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)	第6 第7	児童福祉施設条例第10条
	(4) 施設長に適任者が配置されているか。		※(適・要検討・否)	第6 第7	社福法第66条 児童福祉施設条例第10条 こども園法第14条 こども園法施行規則第12条、13条 平8福第329号
	ア 施設長の資格要件は満たされているか。	A・B・C			
	イ 施設長は専任者が確保されているか。	A・B・C			
	ウ 施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。	A・B・C			
	(5) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	平19厚告示第289号
	(1) 労働基準法等関係法規の遵守について		※(適・要検討・否)	第9	ア 労基法第32条 イ 労基法第89条、第90条 ウ 労基法第89条 エ 労基法第24条、第36条、第41条、労基法規則第23条 オ 第24条
	ア 週40時間勤務体制が実施されているか。	A・B・C			
	イ 就業規則を制定及び改正した際は、職員代表の意見書を添付し、所轄の労働基準監督署へ届け出ているか。	A・B・C			
	ウ 就業規則と現況の勤務形態に不一致はないか。	A・B・C			
エ その他の労働基準法に基づく届出、許可及び労使協定は適切に行われているか。	A・B・C				
オ 通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。	A・B・C				
(2) 職員への健康診断等健康管理の実施について1年以内ごとに1回、夜間業務に従事する職員は6か月以内ごとに1回、医師による定期健康診断が行われているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)	第9	労働安全衛生規則第44条、第45条	
(3) 職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。	A・B・C	※(適・要検討・否)	第1 2	児童福祉施設条例第9条 平19厚告示第289号	

項 目	指 導 監 査 事 項	自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
4 防災対策の充実強化	(1) 防火管理者の選任及び届出を行っているか。		※(適・要検討・否)	第10	消防法第8条 同施行令第1条2、3条
	防火管理者を選任するとともに、防火管理者の届出を行っているか。	A・B・C			
	(2) 具体的な消防計画を樹立し、消防署に届出を行っているか。		※(適・要検討・否)	第10	消防法第8条、17条3の3  同施行令第3条の2 同規則第3条 平25児第604号 児童福祉施設条例第7条 要領第3章第4 水防法第15条の3 土砂災害防止法第8条の2
	ア 具体的な消防計画を立てるとともに、届出を行っているか。また、当該計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は防火管理者に行わせているか。	A・B・C			
	イ 施設の所在する地域の環境及び園児の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画(災害時対応マニュアル)を立てているか。(実効性を高めるために各種災害に対する専門的な知識を有する関係機関(消防署など)や、地域防災計画を定める市から指導・助言を受けること。)	A・B・C			
	ウ 非常災害に関する具体的計画(災害時対応マニュアル)には下記の項目が盛り込まれているか。 【最低限盛り込むべき事項】 ①避難経路 ②避難場所 ③自力で避難行動ができない利用者の避難方法	A・B・C			
	エ 非常災害に対処する組織的活動体制が確立されているか。	A・B・C			
	オ 近隣の施設・地域住民(地域の自主防災組織等を含む)との協力体制が確立されているか。	A・B・C			
	カ 非常時連絡系統図は作成されているか。	A・B・C			
	キ 非常時の入所児童の保護者等への引継方法について、具体的に検討されているか。	A・B・C			
	ク 市地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に該当するか。 ※要配慮者利用施設に該当するか否か不明な施設については、市へ確認の上、回答してください。 (ア)市地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内 (イ)市地域防災計画に定められた土砂災害警戒区域内		該当・非該当 該当・非該当		
	(ケ～サは要配慮者利用施設に該当する施設のみ回答)				
	ケ 水害や土砂災害に対応した避難確保計画を作成しているか。	A・B・C			
	コ 作成した計画は市へ報告しているか。	A・B・C			
サ 水害や土砂災害に対応した避難確保計画に基づく訓練を実施しているか。	A・B・C				

項 目	指 導 監 査 事 項	自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
	(3) 消防計画等に基づき、防災訓練・防災設備の定期点検が適正に行われているか。		※(適・要検討・否)	第10	消防法第17条の3の3 同施行規則第31条の6 平16年消防庁告示第9号
	ア 避難訓練及び消火訓練は少なくとも年2回以上行っているか。	A・B・C			
	イ 消防器具や非常口等の避難経路の自主点検は、自主点検表を作成し、定期的に行っているか。	A・B・C			
	ウ 防災設備等は専門業者による定期的な点検が行われているか。	A・B・C			
	(4) 不審者対策等、防犯についても配慮しているか。		※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	平13雇児総発第402号 要領第3章第3の2(3)
	ア 園児の安全管理に関して、職員の役割を明確にし、協力体制のもと事故防止にあたっているか。	A・B・C			
	イ 市町村、警察署、地域の団体等と連絡を取り、連携して情報を共有できる体制となっているか。	A・B・C			
ウ 外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練などを行っているか。	A・B・C				
5 秘密保持	職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしていないか。 また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき措置を講じているか。	A・B・C A・B・C	※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	児童福祉施設条例第20条
6 事故防止及び事故発生時の対応	(1) 事故防止の対応を適切に行っているか。		※(適・要検討・否)	なし (実地確認)	平14福第174号 平18福第118号 平29府子本912号 平29少対第480号
	ア 事故防止マニュアル等事故防止のための指針を整備しているか。	A・B・C			
	イ 「事故事例」や「ヒヤリ・ハット事例」の収集と分析を行い、マニュアルに反映させているか。	A・B・C			
	ウ 事故事例等から検討した改善策を職員に周知するために、施設内研修等を実施しているか。	A・B・C			
	(2) 事故発生時の対応を適切に行っているか。		※(適・要検討・否)	第12	
	ア 園児の処遇により事故が発生した場合は市町村等の関係機関に速やかに連絡・報告しているか。	A・B・C			
	イ 施設利用者の家族や市町村等の関係機関に速やかに連絡・報告しているか。	A・B・C			
	(3) 事故後の対応		※(適・要検討・否)		
	ア 事故後の対応として、事実を正確に整理・調査した上で必ず事故原因を調査し、必要な改善策を検討・実践しているか。その際、より組織的な事故防止対策を講ずる必要性を念頭に、事故の未然防止や事故発生時の対応状況について検証しているか。	A・B・C			
	イ 施設利用者や家族等へ誠意を持って対応し、具体的な再発防止策を説明しているか。	A・B・C			

項 目	指 導 監 査 事 項	自己点検欄	記 入 欄	別 表	根 拠 法 令 等
7 業務継続計画の策定等	業務継続計画は適切に策定されているか。		※（適・要検討・否）	なし (実地確認)	こども園基準第13条 児童福祉施設基準第9条の3
	ア 感染症や非常災害の発生時において、園児の教育及び保育を継続的に実施するための、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めているか。	A・B・C			
	イ 職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を定期的実施するよう努めているか。	A・B・C			
	ウ 職員に対し、必要な訓練を定期的実施するよう努めているか。 エ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行うよう努めているか。	A・B・C A・B・C			
8 学校安全計画の策定等	施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他施設における安全に関する事項について計画（以下「学校安全計画」という。）を策定し、当該学校安全計画に従い必要な措置を講じているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）	第13	こども園法第27条 学校保健安全法第27条
9 自動車を運行する場合の所在の確認	【通園や園外活動等のために自動車を運行している場合のみ回答】自動車を運行する場合の所在の確認を適切に行っているか。		※（適・要検討・否）	第13	こども園法施行規則第27条 学校保健安全法施行規則第29条の2
	ア 園児の通園、施設外における活動、取組等のための移動その他の園児の移動のために自動車を運行するときは、園児の乗車及び降車の際に、点呼その他の園児の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。 イ 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備え、これを用いてアに定める所在の確認（園児の降車の際に限る。）を行っているか。	A・B・C A・B・C			
第3 その他					
1 前回指導監査指摘事項の改善状況	前回の指導監査で改善状況報告書の提出を要する指摘又は改善状況報告書の提出を要しない指摘のあった事項について、改善が図られているか。	A・B・C	※（適・要検討・否）	第14	

第1 開設時間等

(1) 開所（開設）時間

(資料作成日現在)

区分	※開所（開設）時間	延長時間（早朝）	延長時間（夕方）
平日	時 分 ～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分
土曜	時 分 ～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分
日曜・祝日	時 分 ～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分

(注) 延長保育時間を含め公表している開所時間

(2) 閉所状況

(前年度実績)

時期	期間	希望保育の有無
夏期	月 日 ～ 月 日	有 ・ 無
年末年始	月 日 ～ 月 日	有 ・ 無
年度末	月 日 ～ 月 日	有 ・ 無
	月 日 ～ 月 日	有 ・ 無
	月 日 ～ 月 日	有 ・ 無

(注) その他の時期に閉所した場合は適宜空欄に記入してください。

(3) こども園法第2条第12項に基づく子育て支援事業の実施状況

市に届け出ている実施事業に「○」を記入してください。

○	事業名
	地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
	地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
	保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業
	地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業
	地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

第2 設備の状況

(1) 園児の状況

(資料作成日現在)

認可定員	園児の年齢別（発育状況別）人数内訳						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
人	人	人	人	人	人	人	人
							0

(資料作成日現在)

学級数			
⑧	⑨	⑩	⑪
3歳児	4歳児	5歳児	合計
学級	学級	学級	学級
			0

(2) 必要な設備及び面積

(資料作成日現在)

設備名	面積基準	必要面積 (㎡)	数量	届出面積 (㎡)
保育室	満2歳以上児の数×1.98㎡ (③+④+⑤+⑥)×1.98	0.00		
遊戯室	満2歳以上児の数×1.98㎡ (③+④+⑤+⑥)×1.98	0.00		
乳児室	0歳児の数×1.65㎡	0.00		
ほふく室	1歳児の数×3.3㎡	0.00		

(3) 必要な設備

設備名	設置の有無	設備名	設置の有無
職員室	有 ・ 無	便所	有 ・ 無
保健室	有 ・ 無	飲料水用設備	有 ・ 無
調理室	有 ・ 無	手洗用設備 足洗用設備	有 ・ 無

- (注) 1 特別の事情があるときは、保育室と遊戯室とは兼用することができる。  
 2 特別の事情があるときは、職員室と保健室とは兼用することができる。  
 3 保育室及び遊戯室についてどちらかを有し、かつそのどちらかが面積基準を満たしていれば可。

(4) 園舎面積

	算出基準	左記面積 (㎡)	必要面積 (㎡)	届出面積 (㎡)
3歳未満児につき	乳児室面積	0.00	0.00	
	ほふく室面積	0.00		
	保育室面積 (③×1.98㎡)	0.00		
	遊戯室面積 (③×1.98㎡)	0.00		
3歳以上児につき	学級数(㊦)が1の場合 180㎡	※右表参照	0.00	
	学級数(㊦)が2以上の場合 320+100×(学級数㊦-2)			

【右表】

学級数	必要面積
1	180
2	320
3	420
4	520
5	620
6	720
7	820
8	920

(5) 園庭面積

	算出基準	左記面積 (㎡)	必要面積 (㎡)	届出面積 (㎡)
2歳以上 3歳未満児	③×3.3㎡	0.00	0.00	
3歳以上児	ア (④+⑤+⑥) × 3.3㎡	0.00		
	イ	※右表参照		
	学級数が2学級以下の場合 330+30×(学級数㊦-1)			
	学級数が3学級以上の場合 400+80×(学級数㊦-3)			

【右表】

学級数	必要面積
1	330
2	360
3	400
4	480
5	560
6	640
7	720
8	800

(注) 1 園庭について、園庭に代わる場所（いわゆる代替地）は園庭としての必要面積には算入できない。  
 ※ただし、既存の幼稚園又は保育所が、その設備を活用して幼保連携型認定こども園に移行する場合には特例措置がある。  
 （平成26年11月28日付け府政共生第1104号「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の留意点について」3(3)参照）

2 園庭の算出基準について、3歳以上児のア欄及びイ欄は、両者のうち、より大きい面積をもって、必要面積を計算する。（上記の表は自動計算）

第3 園児の健康診断の実施状況

(1) 嘱託医の配置状況

(資料作成日現在)

	医師名	勤務する医療機関等の名称	委嘱に関する書類等の有無	委嘱した日
嘱託内科医			有 ・ 無	S H R 年 月 日
嘱託歯科医			有 ・ 無	S H R 年 月 日
嘱託薬剤師			有 ・ 無	S H R 年 月 日

(2) 健康診断等の実施状況

■ 定期入園児童について

(前年度実績)

	実施月			健診結果等の 保護者等への連絡状況
	1回目 月	2回目 月	その他	
定期内科健診			その他 月	書面 ・ 口頭 ・ していない その他 ( )
定期歯科健診			その他 月	書面 ・ 口頭 ・ していない その他 ( )
身体計測	毎月 ・ その他 ( )			書面 ・ 口頭 ・ していない その他 ( )

■ 年度途中入所児童について

(前年度実績)

	実施の有無
年度途中入所児童の入所時の健康診断	有 ・ 無 ・ 実績なし



第4 苦情解決の取組等の状況

(1) 苦情解決の仕組み

仕組みの有無	有・無	(資料作成日現在)
仕組みを明文化したもの (要綱・マニュアル等) の有無	有・無	名称(例:〇〇こども園苦情解決要領)
保護者等への 仕組みの周知方法	※当てはまるものに全て○ ・ 入所時に文書を配布 ・ 施設内(玄関など)に掲示 ・ 園だより、ホームページ等に掲載 ・ 随時口頭で説明 ・ その他( ) ・ 周知していない	

仕組みにおける役割	配置の有無	役職	氏名
苦情受付担当者	有・無		
苦情解決責任者	有・無		
第三者委員	有・無		

(注) 第三者委員の「役職」欄は「法人評議員」や「民生委員」等、施設外における役職名等を記入してください。

解決結果の公表状況	※当てはまるものに全て○ ・ 園だより、ホームページ等に掲載 ・ 施設内(玄関など)に掲示 ・ 随時口頭で説明 ・ 公表していない ・ その他( ) ・ 実績なし
-----------	---

(2) 苦情の受付状況

(資料作成日現在)

	当年度	前年度	前々年度
受付件数(件)			

第5 園児等の状況

(1) 幼保連携型認定こども園

■当年度

認可定員		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人	毎月1日 時点の 園児数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

■前年度

認可定員		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人	毎月1日 時点の 園児数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

第6 職員の配置状況

(1) 配置基準（要件）と現員数

■ 教育・保育従事者（基準条例）

（資料作成日現在）

	在園 園児数 (人)	園児数に対す る必要数(最低 基準)	必要人員 (人)	現員 (人)	★	
					うち 常勤	うち 非常勤
0歳児		3:1	0	0		
1歳児		3:1	0	0		
2歳児		6:1	0	0		
3歳児		20:1	0	0		
4歳以上児		30:1	0	0		
フリー				0		
計	0		0	0	0	0

(注) 1 必要人員欄は、在園園児数を入力すると自動計算されます。（計算方法は下記①②を参照。）

① 年齢区分毎の計算においては、小数点第2位以下を切捨て（小数点第1位までを表示）。

② 年齢区分毎に算出した数値を合計し、最後に小数点第1位を四捨五入（小数点以下は表示しない）。

2 現員の内訳欄のうち、非常勤欄は、常勤職員を1とした場合の、それぞれの勤務時間に応じた数値（常勤換算による数値）を記入してください。

常勤以外の教育・保育従事者の1か月の勤務時間数の合計 / 各施設の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数  
＝ 常勤換算値(小数点第2位以下を切捨て)

3 本表に「幼保連携型認定こども園の職員の数等にかかる特例」により配置されている職員数を記入しないでください。次項の「■その他職員」として記入してください。

4 保健師又は看護師1人を保育士1人として計上する場合は、本表の現員数にその数を加えるとともに、次頁の「■その他の職員」にもその数を記入してください。

※保健師又は看護師を保育士定数に計上できるのは、乳児4人以上を入園させている場合に限り（保健師又は看護師を2人以上雇用していても保育士として計上できるのは1人のみで、法施行日から起算して10年に限り保育教諭又は講師として園児の保育に従事することが可能）。（H26.11.28府政共生第1104号 最終改正：R2.2.10）

別表6(1)

■ その他の職員 (資料作成日現在)

職種	必要人員 (人)	現員 (人)
所長 (園長)	1	
嘱託医	内科1	
	歯科1	
	薬剤師1	
調理員	※1 定員 に応じて 1~3	
特例配置職員		
主幹養護教諭、養護 教諭、助養護教諭		
教育・保育業務の 補助者 (無資格者)		
事務員		
その他の職員		
合計		0

※1 調理員等は定員40人以下の園で1人、41人以上150人以下で2人、151人以上で3人の配置が必要です。(H27.3.31府政共生第350号通知)

(注) 1 所長(園長)が保育教諭資格を有する場合も前ページの「■ 教育・保育従事者」には記入せず、本表に記入してください。

2 調理業務を外部業者に委託する場合についても本表に従事者数を記入してください。

第7 職員名簿 (No.1) 【記載例】

(資料作成日現在)

担当クラス等 ※教育・保育従事者のみ記入		職種	氏名	業務に関連する資格		当法人への就職年月日 ※同一法人の他保育所を含む		非常勤職員の 勤務時間	備考
クラス	年齢区分			資格の名称	取得年月日	就職年月日	勤続年数(年)		
		園長	〇〇 〇〇	幼稚園教諭	昭和 62. 4. 1	昭和 62. 4. 1	32	勤務時間が常勤職員の通常の勤務時間に満たない職員のみ記入してください	
				保育士	昭和 62. 4. 1				
		主幹保育教諭	〇〇 〇〇	幼稚園教諭	平成 10. 4. 1	平成 10. 4. 1	20		
				保育士	平成 10. 4. 1				
〇〇組	0歳児	保育教諭	〇〇 〇〇	幼稚園教諭	平成 20. 4. 1	平成 22. 4. 1	8	1 現勤日 2 在続時 3 年の年 4 数は 5 資料 6 数含 7 作料 8 をむ 9 記4 0 成 1 入 2 月 3 日	
				保育士	平成 20. 4. 1				
		保育教諭	〇〇 〇〇	幼稚園教諭	平成 22. 4. 1	平成 25. 4. 1	5		
				保育士	平成 22. 4. 1				
		保育教諭	〇〇 〇〇	保育士	平成 23. 4. 1	平成 26. 4. 1	4		
		看護師	〇〇 〇〇	看護師	平成 20. 4. 1	平成 27. 4. 1	3	1日4時間	
〇〇組	5歳児	保育教諭	〇〇 〇〇	幼稚園教諭	平成 20. 4. 1	平成 20. 4. 1	10		
				保育士	平成 20. 4. 1				
フリー		保育教諭	〇〇 〇〇	幼稚園教諭	平成 15. 4. 1	平成 15. 4. 1	15	週3日	一時預かりと兼務
				保育士	平成 15. 4. 1				
子育て支援事業		保育教諭	〇〇 〇〇	幼稚園教諭	平成 10. 4. 1	平成 25. 4. 1	5	1日5時間	
				保育士	平成 10. 4. 1				
		保育補助	〇〇 〇〇			平成 27. 4. 1	3	1日3時間	延長保育(職員配置の特例)
		事務職員	〇〇 〇〇			平成 20. 4. 1	10		
		調理員	〇〇 〇〇	調理師	平成 15. 4. 1	平成 25. 4. 1	5		

- (注) 1 本表は認定こども園に勤務する全ての職員について、(1)の各表と対応するように作成してください。
- 2 非常勤職員については、非常勤職員の勤務時間欄に1日の勤務時間又は週の勤務日数等を記入してください。
- 3 一時預かり事業・地域子育て支援拠点事業等の専任職員である場合は、担当クラス等欄にその旨を記入してください。
- 4 他事業との兼任職員については、備考欄にその旨を記入してください。
- 5 休職中(育児休業等)の職員については、備考欄にその旨を記入してください。
- 6 嘱託医及び給食業務を委託している場合の調理員については記入不要です。
- 7 「認定こども園における職員配置に係る特例」により配置されている職員は、備考欄にその旨を記入してください。

別表7(1)





第8 在園する園児数に対する教育・保育従事者の配置状況

(平日)

記載例

(資料作成日を含む直近の状況)

時間	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21		
日課	登園 (早朝保育)									給食	昼寝		降園 (延長保育)				実働時間 (時間:分)
在園園児数	2人	30人	40人	60人								30人	20人	10人	2人		
早勤	[ ]			[ ]						[ ]	[ ]		[ ]				8:00
日勤	[ ]			[ ]						[ ]	[ ]		[ ]				8:00
遅勤	[ ]			[ ]						[ ]	[ ]		[ ]				8:00
パートA	[ ]			[ ]						[ ]	[ ]		[ ]				6:30
パートB	[ ]			[ ]						[ ]	[ ]		[ ]				2:00

個々の園で使用する  
適宜勤務形態の名称を  
記入してください。

その時間帯における平均的な  
在園児童数(だいたい的人数  
で可)を記入してください。

例に示すような形で  
園の日課を記入  
してください。

一日の教育・保育従事者の実  
働時間を記入してください。

勤務形態別の勤務時間を  
実働時間・休憩時間に分けて  
帯グラフで表示してください。

その勤務形態に割り当てられ  
ている教育・保育従事者の人  
数を記入してください。

作成する表は、平日分と土曜日分がありますので  
ご注意ください。(どちらも作成してください)

- (注) 1 開所時間帯に応じた教育及び保育に直接従事する者(園長及び主幹保育教諭を除く。パート及び「幼保連携型認定こども園の職員の数等にかかる特例」により配置された者は含む。)の配置状況を記載してください。
- 2 無資格の補助者については、分けて記載して下さい。
- 3 一時預かり事業・地域子育て支援拠点事業を実施している場合の当該事業の専任の保育教諭については記載不要です。
- 4 本表は添付資料の「勤務割表」と対応するように作成してください。
- 凡例 [ ] 実働時間 [ ] 休憩時間
- 5 本表の作成は、既存の表で、開所時間帯に応じた在園児童に対する職員配置状況を記載したものがあれば、その添付により省略可能です。(その際は上記第4-2の注意事項を留意したものとしてください)



第8 在園する園児数に対する教育・保育従事者の配置状況

(平日)

(資料作成日を含む直近の状況)

時間	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21		
日課																実働時間	
在園園児数																	
																	実働時間 (時間:分)

(注) 1 開所時間帯に応じた教育及び保育に直接従事する者(園長及び主幹保育教諭を除く。パート及び「幼保連携型認定こども園の職員の数等にかかる特例」により配置された者は含む。)の配置状況を記載してください。

2 無資格の補助者については、分けて記載して下さい。

3 一時預かり事業・地域子育て支援拠点事業を実施している場合の当該事業の専任の保育教諭については記載不要です。

4 本表は添付資料の「勤務割表」と対応するように作成してください。

凡例  実働時間  休憩時間

5 本表の作成は、既存の表で、開所時間帯に応じた在所児童に対する職員配置状況を記載したものがあれば、その添付により省略可能です。(その際は上記第4-2の注意事項を留意したものとしてください)

第8 在園する園児数に対する教育・保育従事者の配置状況

(土曜日)

(資料作成日を含む直近の状況)

時間	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21		
日課																実働時間	
在園園児数																	
																	実働時間 (時間:分)

(注) 1 開所時間帯に応じた教育及び保育に直接従事する者(園長及び主幹保育教諭を除く。パート及び「幼保連携型認定こども園の職員の数等にかかる特例」により配置された者は含む。)の配置状況を記載してください。

2 無資格の補助者については、分けて記載して下さい。

3 一時預かり事業・地域子育て支援拠点事業を実施している場合の当該事業の専任の保育教諭については記載不要です。

4 本表は添付資料の「勤務割表」と対応するように作成してください。

凡例  実働時間  休憩時間

5 本表の作成は、既存の表で、開所時間帯に応じた在所児童に対する職員配置状況を記載したものがあれば、その添付により省略可能です。(その際は上記第4-2の注意事項を留意したものとしてください)

第9 労働基準法等関係

(1) 就業規則（給与・旅費規程含む）の直近の制定・改正・届出状況

【私立のみ記入】

制定(改正) 年月日	S・H・R	年	月	日
労基署への 届出年月日	S・H・R	年	月	日

(2) 労使協定の締結・届出状況

(資料作成日現在)

【私立のみ記入】

24条 (賃金から法定控除以外 のものを控除すること)	制定(改正) 年月日	S・H・R	年	月	日
	労基署への 届出年月日※	/			
32条の4 (1年単位の変形 労働時間制)	制定(改正) 年月日	S・H・R	年	月	日
	労基署への 届出年月日※	S・H・R	年	月	日
36条 (時間外・休日 労働)	制定(改正) 年月日	S・H・R	年	月	日
	労基署への 届出年月日	S・H・R	年	月	日

※ 24条協定は届出不要。32条協定は就業規則に定めた場合は届出不要。

(3) 職員の健康診断の状況

(前年度実績)

実施年月日	対象者 (人)	受診者 (人)	実施内容
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			

参考:労働安全衛生規則第44条に基づく実施項目

- ①既往歴及び業務歴の調査
- ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③身長・体重・胸囲・視力及び聴力の検
- ④胸部X線検査及び喀痰検査
- ⑤血圧の測定
- ⑥貧血検査
- ⑦肝機能検査
- ⑧血中脂質検査
- ⑨血糖検査
- ⑩尿検査
- ⑪心電図検査

(③、④、⑥～⑨及び⑪の項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。)

第10 消防・防災関係

(1) 消防計画の状況

消防計画作成 年月日	年 月 日作成	消防署への届出 年月日	年 月 日届出
職員への周知方法			
防火管理者 職・氏名		防火管理者選任 消防署への届出日	年 月 日届出

(2) 避難確保計画（注）の状況

要配慮者利用施設	該当 ・ 非該当	新潟市担当課 への報告年月日 (左記「該当」の場合)	年 月 日届出
避難確保計画の 種類を○で囲む	洪水 ・ 土砂 ・ 津波		

（注）新潟市地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内、土砂災害警戒区域外特定区域に該当する場合は、要配慮者利用施設に該当する場合に作成が必要。

(3) 避難・消火訓練等の実施状況

(前年度実績)

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実施状況	避難訓練	火災													
		地震													
		風水害													
		不審者													
		その他													
※実施月に○	消火訓練														
	水害や土砂災害に対応した避難確保計画に基づく訓練（注）														
	訓練への消防署の立会														
	訓練への地域住民等の参加														
	消防器具・避難経路等の自主点検														
	専門業者等による防災設備の定期点検														
消防署による 検証指導の実施			実施年月日： 年 月 日 指導内容：												

第11 事故等の発生状況（本文第2の6（2）関係）

（注1）医療機関を受診した事故等を中心に、貴施設で「事故」と認識した事例を記入してください。

（注2）アレルギー事故に関しては、医療機関の受診の有無に関わらず、すべての事例を記入してください。

（前年度実績）

発生日	事故等の内容・原因	再発防止策	記録の有無	市等への報告の有無	
				市	家族等
月 日			有・無	有・無	有・無
月 日			有・無	有・無	有・無
月 日			有・無	有・無	有・無
月 日			有・無	有・無	有・無
月 日			有・無	有・無	有・無
月 日			有・無	有・無	有・無

（前年度実績）

発生日	事故等の内容・原因	再発防止策	記録の有無	市等への報告の有無	
				市	家族等
月 日			有・無	有・無	有・無
月 日			有・無	有・無	有・無
月 日			有・無	有・無	有・無
月 日			有・無	有・無	有・無
月 日			有・無	有・無	有・無
月 日			有・無	有・無	有・無



第 13 園児の安全に関する取組状況

(1) 学校安全計画の策定状況

(前年度実績)

学校安全計画の有無	有・無
研修実施日	

(2) 自動車を運行する場合の所在の確認方法

(資料作成日現在)

所在確認方法	
施設外移動時	送迎時

第14 前回指導監査における指摘事項の改善状況

指摘事項		改善状況
改善報告書の提出を要する指摘事項	1.	
	2.	
	3.	
	4.	
	5.	
改善報告書の提出を要しない指摘事項	1.	
	2.	
	3.	
	4.	
	5.	
	6.	
	7.	
	8.	
	9.	

(注) 1 「改善報告書の提出を要する指摘事項」はその後（改善報告書提出後）の状況を記入してください。

2 法人監査における指摘事項及び会計に関する指摘事項は、各監査資料の該当欄に記入してください。